

令和 8 年度滋賀県立琵琶湖博物館 幼児向け絵本 イラスト制作業務仕様書

1. 業務の趣旨

近年、来館者の割合が増加傾向にある未就学児を対象に、博物館の活動や研究成果を発信するため、常設展示をテーマとした幼児向け絵本を制作し、未就学児を含む来館者へ向けて、滋賀県立琵琶湖博物館（以下、「当館」という。）の活動や研究成果への興味・関心を高める。

2. 委託業務の名称

令和 8 年度滋賀県立琵琶湖博物館 幼児向け絵本 イラスト制作業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 11 月 15 日まで

4. 業務内容

当館の活動や研究成果を発信するための幼児向け絵本（全 28 ページ、カラー冊子）の制作について、当館が設定したテーマで、原稿およびイメージ図を基に、絵本のイラストの制作を行う。

原画は受託者が保管し、成果物は高精細スキャンデータを納品する。

なお、本業務では、絵本の原稿作成、レイアウト作業、文字の組版、印刷・製本業務は含まない。イラストの原画をスキャンしたデータを提出する。

4-1. 本業務で制作するイラスト仕様

- ・ 見開き（210 mm×420 mm）13 面分（表紙・裏表紙を含む）のイラスト
（28 ページの 14 面のうち、最後の 1 面は当館が提出イラストを使って編集するため不要）
- ・ 原画の制作サイズおよび画材は任意とする。
- ※ 8. 留意事項参照のこと

4-2. 絵本の内容（琵琶湖博物館が作成）

- ・ テーマ：メタセコイア花粉とアケボノゾウの日常
- ・ 概要：約 180 万年前の琵琶湖周辺で暮らすメタセコイアの花粉（主人公）と友達のアケボノゾウ（あけぼのくん）の日常を描きながら、当時の古琵琶湖環境や生物相を伝える。180 万年前から現在にかけての生物相やそれらを研究する学芸員も登場する。
- ・ 登場キャラクター：メタセコイアの花粉、アケボノゾウ、ミエゾウ、縄文人、弥生人、学芸員など

4-3. 絵本の仕様

A 4 判変形（210 mm×210 mm）、中綴じ、表紙・本文カラー、28 ページ（表紙・裏表紙を含む）

5. 成果物

- （1）見開き（210 mm×420 mm）イラスト 13 点（表紙・裏表紙を含む）のスキャンデータ。
- （2）成果物のデータ仕様は、以下のとおりとする。
 - ① TIFF データもしくは最高画質の JPEG データ形式で提出すること。
 - ② 解像度は見開き原寸（216mm×426mm（塗り足し含む））で 400dpi 以上とする。
 - ③ データのカラーモードは RGB とする。
 - ④ スキャンデータは、原画の色調をできる限り忠実に再現したものとする。
- （3）成果物は、委託業務の完了時に、業務報告書と併せて当館に提出すること。

6. 委託料の請求および支払

精算払いとする。

委託業務完了後、受託者は業務報告書および成果物を提出し、当館の検査に合格した後、請求書を提出するものとする。

当館は請求書受理後 30 日以内に委託料を支払う。

7. 検収方法

- (1) 当館が、全ての成果物を受領し、承認することで検収とする。
なお、修正が必要な場合は修正指示を行う。
- (2) 成果物の承認結果は、受領後 10 日以内に通知する。

8. 留意事項

- ・制作にあたり、当館の担当学芸員と初回打合せ、ラフ確認、着彩確認で 1 回ずつ、計 3 回、対面でイメージ共有と各場面の原画をもとに協議の場を持ち、その他は随時メール等で協議を重ねながら、完成まで進めること。
- ・本仕様書に定めのない事項および本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、適宜協議を行うこととする。
- ・タイトルおよびテキスト（文）は除く。
- ・場面に合わせたイメージ図（当館から提供）をもとに制作すること。イメージ図は構図案であり、完成構図は協議の上決定する。
- ・登場キャラクターの生物資料（写真等）は、当館から提供する。
- ・テキスト（文）の配置やスペースについては、随時担当者と協議の上決定し、制作に取りかかることとする。
- ・スキャンしたデータは、原画の色彩に近い発色で提出すること。
- ・著作権上の問題には十分配慮し、当館に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理すること。
- ・本業務委託に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は滋賀県から委託料が支払われたときに譲渡するものとするが、原画の所有権は受託者に帰属し、制作者は自己の実績紹介（ポートフォリオ、ウェブサイト、作品展等）の範囲で使用できるものとする。ただし、本作品を元にした商業利用（出版物等）は認めない。（当館の承諾を得た場合を除く。）
- ・受託者は、成果物について著作者人格権を行使しないものとする。
- ・当館は、成果物を絵本の制作、販売、広報、展示その他当館の活動において使用できるものとする。
- ・著作権に関し、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、双方協議の上決定する。
- ・第三者の著作権、肖像権等を侵害しないこと。
- ・絵本は販売を予定しており、増刷、電子出版その他二次利用に係る権利は滋賀県に帰属するものとし、当該権利の行使により生じた収益は滋賀県に帰属する。
- ・その他、業務内容に変更が必要となった場合は、当館と受託者が協議の上、決定する。
- ・個人情報および本業務で知り得た未公表の研究成果等の取扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守すること。